

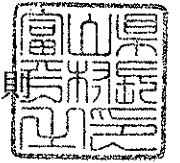
告示第30号

字の区域変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本村の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

平成16年3月17日

平村長 中村 義



市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「上梨」字「家平」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
平村	皆葎	宮ノ下	11から15まで、16の1から16の3まで、17から20まで、21の1から21の3まで、22の1から22の3まで、23の1から23の3まで、24の1から24の3まで

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「祖山」字「上平」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
平村	祖山	清水谷	52の13、52の14

上記の区域内にある国有地の全部を含む。